

令和元年 11 月 19 日（火曜日）

第 4 回松島町議会臨時会会議録

（第 1 日目）

令和元年第4回松島町議会臨時会会議録（第1号）

---

出席議員（14名）

1番	杉原 崇 君	2番	櫻井 靖 君
3番	緑山 市朗 君	4番	赤間 幸夫 君
5番	高橋 利典 君	6番	片山 正弘 君
7番	澁谷 秀夫 君	8番	今野 章 君
9番	太齋 雅一 君	10番	後藤 良郎 君
11番	菅野 良雄 君	12番	高橋 幸彦 君
13番	色川 晴夫 君	14番	阿部 幸夫 君

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者

町 長	櫻井 公一 君
副 町 長	熊谷 清一 君
総務課 長	千葉 繁雄 君
財務課 長	佐藤 進 君
企画調整課 長	佐々木 敏正 君
町民福祉課 長	太田 雄 君
健康長寿課 長	齊藤 恵美子 君
産業観光課 長	安土 哲 君
建設課 長	赤間 春夫 君
会計管理者兼会計課 長	鷹平 義弘 君
水道事業所 長	岩淵 茂樹 君
危機管理監	蜂谷 文也 君
子育て支援対策監	本間 澄江 君
総務課総務管理班 長	櫻井 和也 君
教 育 長	内海 俊行 君
教 育 次 長	児玉 藤子 君

教 育 課 長	赤 間 隆 之 君
選挙管理委員会事務局長	伊 藤 政 宏 君
代 表 監 査 委 員	丹 野 和 男 君

---

事務局職員出席者

事 務 局 長 千 葉 義 行 主 査 菊 地 磯 子

---

議 事 日 程 (第1号)

令和元年11月19日(火曜日) 午前10時 開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 会期の決定

11月19日の1日間

〳 第 3 議案第84号 工事請負契約の締結について

〳 第 4 議案第86号 損害賠償の額の決定について

〳 第 5 議案第85号 令和元年度松島町一般会計補正予算(第4号)について

---

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

〳 第 2 会期の決定

11月19日の1日間

〳 第 3 議案第84号 工事請負契約の締結について

〳 第 4 議案第86号 損害賠償の額の決定について

〳 第 5 議案第85号 令和元年度松島町一般会計補正予算(第4号)について

午前10時00分 開 会

○議長（阿部幸夫君） 皆さん、おはようございます。

令和元年第4回松島町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

傍聴の申し出がありますのでお知らせします。[REDACTED]さん外1名でございます。

町長より挨拶を求められておりますので、それを許可したいと思います。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 本日、第4回松島町議会臨時会を開催するに当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、大変お忙しい中ご参集賜り厚く御礼を申し上げます。

本日、お手元に令和元年11月15日現在における台風第19号に係る松島町の被害状況等の資料をお配りさせていただきましたので、お目通しいただきますようお願いいたします。

さて、本日提案いたします議案は、工事請負契約の締結及び令和元年度松島町一般会計補正予算並びに損害賠償の額の決定についてを提案させていただくものでございます。後ほど提案理由を説明させていただきますので、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 本日の議事日程はお手元に配付しております。

---

---

#### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（阿部幸夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、9番太齋雅一議員、10番後藤良郎議員を指名します。

---

---

#### 日程第2 会期の決定

○議長（阿部幸夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間と決定をしました。

---

---

#### 日程第3 議案第84号 工事請負契約の締結について

○議長（阿部幸夫君） 日程第3、議案第84号工事請負契約の締結についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第84号工事請負契約の締結について提案理由を申し上げます。

今回の工事請負契約の締結につきましては、社会資本整備総合交付金事業（復興枠）として実施する町道根廻・磯崎線国道45号交差点改良工事に関するものであり、去る11月7日に入札に付し、議案のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の内容につきましては、道路改良工、施工延長216メートルを行うものであります。

工期は、令和2年3月31日であります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、町道根廻・磯崎線国道45号交差点改良工事の契約締結につきまして、説明いたします。

説明資料の1ページ目、位置図をお開きください。

町道根廻・磯崎線につきましては、起点が国道45号根廻地区、終点が県道奥松島松島公園線磯崎地区を結ぶ町道であります。

社会資本整備総合交付金（復興枠）で事業を実施しております根廻側につきましては国道45号から、美映の丘から入り口まで延長1,550メートルが事業区間であります。

事業につきましては、平成26年から令和2年度の期間で計画しておりまして、新設道路の用地買収が完了し、運動公園前の町道交差点より美映の丘側まで540メートルが完成形となっております。現在、国道45号より運動公園前町道交差点までの改良工事を実施中であります。

今回契約する工事につきましては、図面の赤実線箇所ではありますが、根廻・磯崎線の国道45号取りつけに係る交差点部の改良工事であります。

説明資料の2ページ目をお開きください。

平面図及び国道の標準横断図であります。図面下の平面図をごらんください。

交差点につきましては、根廻・磯崎線取りつけに伴い、国道から根廻・磯崎線への右折レーンを設置するものであり、仙台方面へ向かう上り車線側に拡幅を行うものです。また、大型標識、道路照明灯、横断歩道設置を行うものでございます。

図面上の標準横断図をごらんください。

国道交差点部の標準横断図ですが、道路付近につきましては17.0メートルから20.5メートルに拡幅を行います。車道部は13.5メートル、歩道部は3.5メートルの両側歩道であります。中央にある車線が右折レーンでありまして、図面右の仙台側へ向かう上り車線側の拡幅を行います。上り車線側が3.5メートル移動となりますので、車道、歩道ともに路盤部より作り直しを行うものです。

道路部の舗装構成は、アスファルト舗装合材部分が表層5センチメートル、基層5センチメートル、上層路盤10センチメートル、合計で20センチメートル。砕石部分が上層路盤15センチメートル、下層路盤20センチメートル、合計で35センチメートルであります。また、一番上の表層5センチメートルについては、車道全体の高さの調整もありますので、既設舗装部を5センチメートル削り取り、道路幅全体の舗装を行います。

図面左上、工事概要になりますが、施工延長216メートル、道路土工、掘削工1,211立米、盛土工370立米。擁壁工、ブロック積み擁壁47平米、L型擁壁24メートル。排水構造物、側溝工169メートル。舗装工、車道舗装工2,260平米、歩道舗装工1,003平米。道路附属施設工、大型標識2基、道路照明灯3基。撤去工、構造物取壊工56立米であります。

説明資料の3ページ目をお開きください。

入札結果であります。入札方法は条件付一般競争入札を行ったものであります。公募したところ2者から申し込みがあり、入札を行った結果、第1回目の入札において予定価格に達し、株式会社重松組東北支店を請負予定者としたものであります。落札金額は、1億1,000万円であり、契約額につきましては消費税が入りまして1億2,100万円であります。また、仮契約につきましては令和元年11月13日に締結しており、なお工期につきましては、令和2年3月31日となっておりますが、繰り越しを行う予定でありまして、令和3年3月末に完成を予定しております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間でございます。

私のほうから2点ほどお尋ねしたいと思っています。

まずもって、最初に、既存の信号機、あるわけなんです、その扱いについてはどのように、新しくできるほうに移設してというふうな対応ですか。その辺の確認をちょっとさ

せてください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） こちらの交差点につきましては、新たに丁字路になりますので、信号機を3基設置する予定となっております。国道側に上り下り車線1基、あと根廻・磯崎線側からの2基ということで3基になりますので、そちらのほうは現在要望しているところですので、今の信号機を使いながら3基をつけるのか、新たに3基をつけるのかというのは、まだ公安委員会のほうからは回答が来ておりません。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） お尋ねしたいのは、既存の信号機を移設しないで、今課長の説明ですと、新たにできる道路のいわゆる上下線に1つと磯崎・根廻線側から1カ所という形ですから、その辺の捉え方ちょっと、いわゆる滞留長も含めてですけれども、かなり混雑する路線ですから、その辺の判断、もうちょっとだけ説明してください。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 済みませんでした。既存の信号機がある位置については、これはなくなるような形になります。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） わかりました。

それからもう一つ、これは根廻・磯崎線側からの45号線へのいわゆる丁字路交差部分になるわけなんですけれども、いかんせん根廻・磯崎線のほうの都計道の整備の縦断勾配等を見るにつけ、今回の台風19号等の状況からも見て、かなり、想定される雨量にもよりましようけれども、この交差点部分に初年度、2年、3年くらいまでは土砂堆積等が集中するのではないかというふうに見てとれるわけなんですけれども、そういったときに、この交差部分の排水整備等についての考え、ちょっとお聞かせいただけますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 交差点部分の排水につきましては、まず根廻・磯崎線側からの排水になりますけれども、こちらは図面の一番交差点部分の下の部分になりますが、赤では着色していない横断暗渠がありますけれども、こちらの今隣のところに旧小松商店さんがありますけれども、そちらのほうの水路に流れていくという形になっておりまして、赤で破線で掲示をし

ておりますけれども、それにボックスカルバートが少しつながって国道の既設の管の中に流れ込むような形となっております。国道の既設の管は1,500掛ける1,500のボックスカルバートが入っておりますので、そちらのほうに流れ込む。最終的には有料道路の下を通りまして、旧国道の脇にあります水路に流れ込み、高城川に流れ込むという形になっておりました。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 町としての所管として、建設課で一手に受けられるのかなとは思いますが、要するに今課長が話された旧小松商店側のほうに一旦行って、そこから国道を横断し、あそこは田中地区というんですかね、字的にはあれですけどね、そこを1,500掛ける1,500のボックスで横断して、最終的には高城川のほうに放流されるという形なんですね。

よく町民の皆さんとかいろいろお話する機会あって、町としては当然雨水排水計画を持ってあって、その雨水排水計画に基づいて流末排水というんですかね、最終的には小水路、用水路等を経て高城川に放流されるわけだけでも、雨水排水は特にこういったところ、新興的に造成開発されていくところについては、その辺の流出等の捉え方を見誤りすると既存の水路等が、今回も教訓にされているんですけれども、傷めつけられるというふうな状況ですから、こういったところを早急に判断されるなり、地元と、今回説明会等多分仕事過程ではあるかもしれませんが、その辺を踏まえた捉えをぜひとも町のほうでは判断いただきたいなと思っています。その辺ありましたらよろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 道路設計を行う場合に、道路の側溝につきましては降雨強度が3年確率、あと横断暗渠等の暗渠につきましては7年確率設計を通常行っております。

それで今回も流動計算等々やりながら側溝の大きさ関係を設置、計画しておりますけれども、その辺は今回のこともありましたので、再検証をさせていただきながら工事のほうにかかりたいと思っております。

ただ、国道横断管の1,500ミリメートルにつきましては、大きさ変える予定はございませんので、その辺は検証していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今確率論的に話された3年、7年というのと、下水道法に基づく確率論を採用されているのかなと思いつつながら読んだわけなんですけれども、それはそれとして、既存



の水路があって、受け皿として1,500掛ける1,500へのボックスカルバートが現時点で国道を横断するという見方をすればですよ。そうすると、その上流部で一時的にせよ、いわゆる水の勢いを殺して、弱めて下流域に放流しなければならないという考え方も立つんじゃないかと思うんですね。その辺もやっぱり念頭に置いていただかないと、やはりマウンドには1,500掛ける1,500の流れはしませんけれども、そういったところも配慮が必要ですし、今回の教訓から初年度、2年度、3年度という中で、結構山を切り崩したり、あるいは雑木等を切り払ってますから、木の葉を含めてですけども、水害になるとそれが塞いで悪さをするというか、大きな被害にいくわけですから、その辺も頭におきながら対応いただくと助かりますということなんですね。よろしくお願ひしたいんですが。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） 最初のうち、水の流れが速いとかそういったのがあると思いますので、その辺は十分注意していきたいと考えております。

ここ、道路の勾配、根廻・磯崎線側が5%ありまして、当然5%のまま国道にすりつくわけではないんですが、国道にすりつく部分は逆に少し2%上ってすりつくという形になりますけれども、その辺、勾配等々考えながら、あと最初のうちごみとかも入ってくると思いますので、その辺は十分注意していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第84号工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議事運営上、先に議案第86号を議題といたします。

日程第4 議案第86号 損害賠償の額の決定について

○議長（阿部幸夫君） 日程第4、議案第86号損害賠償の額の決定について、議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第86号損害賠償の額の決定についてについて提案理由を申し上げます。

今回の損害賠償につきましては、令和元年台風第19号に伴う道路冠水により建設課で使用する公用車が水没し、廃車となったことについて、当該公用車の賃貸借契約を解除するに当たり、契約の相手方である事業者との協議が調ったので、損害賠償の額の決定について議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては担当課長より説明させます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） それでは、損害賠償の内容につきまして説明させていただきます。

説明資料の1ページ目、位置図をお開きください。

建設課では台風時の対応といたしまして、3班体制で巡回パトロール、道路冠水箇所などの通行どめ作業を実施しておりました。道路冠水箇所が多発してきたため、磯崎地区の冠水箇所を確認していたところ、走行中に車両に浸水があり水没したものであります。冠水がなくなり翌朝になって、修理工場に車両を運んでもらい見てもらいましたが、エンジン上部まで浸水しており、全損となったものであります。車両が全損、廃車になることにより、リース会社と協議を行いました。賃貸借契約第10条車の損害賠償の規定により、損害賠償金を支払うものでございます。

事故発生時間は、令和元年10月12日土曜日、午後11時ごろ。発生場所は、県道奥松島松島公園線をさん直屋前交差点から入り夕陽が丘に向かう道路の、磯崎字待井地区大沼塗装店前町道であります。

車両につきましては、建設課で使用しておりますリース車スバル・フォレスターでございます。当該車両のリース内容といたしましては、5年契約のリース期間を終え、2年間の再リースをしている車両でございました。損害賠償金につきましては、車両のリース契約が10月末で解約となることから、契約期間の令和2年6月までの残リース料、11月から6月まで8カ月分とリース後の車両残存価格を加えたもの、それから1年分の自動車税及びメンテナンス料金、あと今年度リース料を支払い済しておりますが、11月から3月までの5カ月分のリース料を差

し引いた価格であります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（阿部幸夫君） 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。

まず最初、写真なんか資料として添付いただけたらなと、今後の参考のために、していただけるとありがたいと思っております。

それで、質問という質問ではないんです。災害等、発生予測がされる場合に、町内の巡回パトロールに出向く車、特に建設課あるいは産観さんとか、そういうところなんかは巡回において車高が高くて4駆とか、そういったものが中心になって車両として利用されたらなというところ、たまたま今回時間帯を見れば非常に降雨、強度が高まりつつあって、浸水度合いとか、域もふえていく一方の時間帯だったというふうに理解していますから、たまたま職員の皆さんが無事あれされたからいいようなものですが、そういったところの配慮を今後リースに当たっては、その担当所管課の業務ニーズというんですかね、そういったものに応じたもので対応いただくようにということをお願いしておきたいということ。

それから、今回の補償というのは、町が契約行為をしている保険会社から全額補填されるということで理解していいんですか。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 公用車の保険ということでございます。町の公用車、全体的な話なんですけど、リースの部分ですけれども、一般的な自賠責、そちらについてはリース契約、あと任意保険と一般的に言われているのは、町においてはいわゆる共済の保険ということで掛けているところでございます。それで、一般の保険と同様に、対人、対物、あと車両保険ということで掛けておる状況でございますが、今回この車両保険について該当になるかということでございますけれども、基本的には保険会社というか共済のほうに手続はしております。ただ、保険のほうも、車両保険、査定等がございますので、満額おりるかどうかというのはまだちょっと回答が来ておりません。ただ、今回の事案については、あくまでもリース会社と町の契約において定めた、先ほど建設課長がおっしゃった残存価格を引いたとか、10条ということに基づいてこの47万4,800円が決定しておりますので、全て保険会社のほうから落ちるか、そちらについてはちょっとわかりかねないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今財務課長が話されて、差額が生じてこの後補填的に松島町が予備費対応するのか何で対応するのかわかりませんが、そういったところはどうか、判断として。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 予備費対応するというか、今回の86号の議案の47万4,800円につきましては、次の議案審議でお願いしてまず一般会計の補正予算、そちらのほうに今現在のところ一般財源で47万5,000円ということで、この補填額については全て現在のところ一般財源で予算をお願いして次の審議にさせていただくということになりまして、保険会社からの保険についてはちょっとまだ額が確定していないため、額が確定し次第、時期によりまして、3月補正とか12月補正とか、あと場合によっては年度末でありますと歳入として入れて決算での報告というような形になるところでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 保険手当等一般財源で、この後の補正を見ての上のお話として伺っているわけなんですけれども、やはりこういうのはどうなんだろうね、賠償の額の確定ということで提案されている議案ですからですけれども、確定した後でも遅くはないんじゃないかなという理解はするんだけど、このタイムでやはり出す必要があるんじゃないかな。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） あくまでも考え方の一つですけれども、あくまでも今建設課でリースしている車のリース会社と町の間での契約上の確定で、10月末で解約ということでこの補償金が47万4,800円となっていると。私が先ほどちょっと言ったのが、額の確定、歳入の部分がまだ決まっていないということで、歳出の支払わなければならない部分はこの47万4,800円で確定ということで、今回86号で損害賠償の額の決定ということで、議員の皆様にご承認いただきたいということで議案の提出をさせていただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） こういったところに食い下がる必要もないし、余りお話しするあれもないんですけれども、ただ言いたいのは、リース期限としてはまだ期間はあると、使い物になっていない状態かもしれないけれども、そういう中であっての判断としてはいかがなものかなと

いうふうな捉え方でちょっと見たものでしたから、あえて質問させてもらったんです。

以上、わかりましたので。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 先ほど建設課長申し上げたように、廃車になっているということでリース期間が約あと8カ月残っている。ただ物自体はもう廃車になって使えないということで、その段階でリース会社との契約を、表見的に不適切かもしれない、打ち切るということで残存価格とか残りのリース代とか全て含めて47万4,000円の支払いで、車がないものですから、この金額で確定させていただいて、次の公用車のリースとかを考えるということでございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第86号損害賠償の額の決定については、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第5 議案第85号 令和元年度松島町一般会計補正予算（第4号）

○議長（阿部幸夫君） 日程第5、議案第85号松島町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 議案第85号令和元年度松島町一般会計補正予算の提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、台風第19号に伴う被災者支援に関する経費及び災害廃棄物処理事業経費について補正するものであります。

補正の概要を歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

歳出につきましては、5ページをお開き願います。

3款民生費1項1目社会福祉総務費につきましては、台風第19号被災者に対する災害見舞金及び災害援護資金貸付金について補正するものです。

3項1目災害救助費につきましては、災害救助法による住宅の応急修理及び災害廃棄物処理事業経費について補正するものであります。

8款土木費1項1目土木総務費につきましては、台風第19号に係る現場対応の際に浸水被害を受け廃車となった公用車に関するリース損害賠償金を補正するものです。

歳入につきましては、歳出で補正した事業費に対する国・県支出金及び町債について補正するものであり、これらの財源を精査し、財政調整基金繰入金を補正するものであります。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明させます。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（阿部幸夫君） 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長（太田 雄君） それでは、主要事業説明資料1、3款1項1目災害見舞金支給事業、補正予算事項別明細書につきましては5ページになります。

今回の補正につきましては、令和元年10月12日に災害救助法の適用を受けた台風19号により被害を受けた町民である世帯主に対し、災害見舞金を支給するものです。扶助費の補正額は1世帯当たり半壊で5万円を5件分、一部損壊（準半壊）で3万円を30件分、一部損壊で1万円を135件分計上しております。

なお、参考といたしまして、住家被害認定の損害割合について掲載をしております。全壊につきましては50%以上、大規模半壊につきましては40%以上50%未満、半壊につきましては20%以上40%未満、一部損壊（準半壊）につきましては10%以上20%未満、一部損壊につきましては10%未満となっております。

続きまして、主要事業説明資料2になります。3款1項1目災害援護資金貸付金事業（台風第19号）です。補正予算事項別明細書は5ページになります。

今回の補正につきましては、令和元年10月12日に災害救助法の適用を受けた台風19号により被害を受けた町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸し付けを行うものです。

貸付金の補正額は、半壊で170万円を2件分計上しております。貸し付け条件として、利率は連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は据置期間経過後年1.5%です。償還期間は10年で、据置期間は3年を含みます。償還方法は年賦、半年賦または月賦となります。財源は民生債10分の10となります。

続きまして、主要事業説明資料3、3款3項1目災害救助経費（住宅応急修理）、補正予算事項別明細書は5ページになります。

今回の補正につきましては、令和元年10月12日に災害救助法の適用を受けた台風19号により住宅に甚大な被害を受けた世帯を対象に、一定の範囲内で応急修理を行うものです。

修繕料の補正額は、1世帯当たり半壊で59万5,000円を5件分、一部損壊（準半壊）で30万円を30件分計上しております。住宅の応急修理内容といたしましては、屋根、柱、床、外壁、基礎等、ドアなどの開口部、上下水道などの配管、配線、トイレなどの衛生設備の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施することとしております。財源は、県負担金で10分の10となっております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） それでは、主要事業説明資料4、災害救助経費の災害応急対応・災害廃棄物処理の経費について説明させていただきます。

今回の補正額につきましては、令和元年台風第19号に伴い松島町内で発生した廃棄物についての処理経費について1億9,500万円を計上しております。

内容につきましては、仮置き場4カ所から処理施設までの収集運搬等に要する経費として1万5,000立米を想定し計上しているものです。財源につきましては、災害等廃棄物処理事業補助金、国庫補助金が9,750万円、補助率は補助対象経費の50%、起債につきましては、災害廃棄物処理事業債2,000万円を計上しております。

なお、本日配付しましたA4判横の資料に、今回の稲わらの処理に関する内容等の資料をお配りしております。

資料の1枚目、全体的な処理の流れにつきましては、2番の処理スキームのところを見ていただきますと、農地から集積所、要は仮置き場までの除去、それから仮置き場までの運搬については農林水産省のスキームでやるという流れになっております。現在、農家、個人あるいは実行組合などが中心となって、11月11日から磯崎にありますJAのライスセンターのところに仮置きを始めているところです。それから、その他土地改良区などで既に各排水機場周辺から除去をして仮置き場に置いておりますものもございますが、それを含め全ての仮置き場から最終処分の処理施設までの事業については、環境省の災害等廃棄物処理事業補助金を活用して実施するという流れになっております。

次のページ、開いていただきまして、これは環境省の災害廃棄物処理事業の概要についてと

いう、今回の台風19号に対応するための内容として11月13日にこちらのほうには情報として入ってきた内容になります。対象事業につきましては、災害等で発生した災害廃棄物の収集運搬、それから処分ということで、上段の右側に図のほうございますが、補助の対象範囲、廃棄物の収集から仮置き場の管理運営、そして右側の、これは処分施設での焼却処理等ということになります。それらの経費が補助対象になります。実施主体については補助先、市町村が実施主体になるということで、要件としては市町村によっては事業費が40万円以上ということでございます。補助率につきましては、先ほども申し上げましたように2分の1、地方負担分につきましては地方債財政措置のところに記載しておりますが、災害対策債の発行要件を満たす場合は元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入、起債の充当率は100%ということでございます。

それから(2)、(1)の要件を満たさなかった場合になりますが、地方負担額の95%について特別交付税措置がなされるということで、補助対象経費に限っていえば財政支援が97.5%ということになります。ただ、これはあくまでも補助対象経費に関してのスキームとなっております。

ただ、今回主要事業説明資料の4にもありますが、起債のところ、現状2,000万円を入れていますが、これは予算措置の要求、それから議会運営委員会への提案の段階でまだこちらの情報も入っていませんでしたので、通常の激甚災害の財源の内訳を入れているということで、これとはちょっと異なるということです。それから、地方財政措置が(1)になるか(2)になるかは、現時点ではまだはっきり決定しているわけではございません。

以上でございます。

○議長(阿部幸夫君) 議案の提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。12番高橋幸彦議員。

○12番(高橋幸彦君) 歳出のほうですね。社会福祉総務費、21節貸付金の台風第19号の災害援護資金貸付金170万円で2件ということで、この170万円という金額、まず最初に、その額の決定したのはどのような要所といたしますか、そういうので決めたんでしょうか。それ聞きたいと思います。

○議長(阿部幸夫君) 太田町民福祉課長。

○町民福祉課長(太田 雄君) 今回、罹災判定で最大の被害が半壊ということで、170万円ということで、金額については条例で半壊は170万円ということで規定されているものでございます。



以上です。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） きょういただいた資料で、19号の被害状況で、私ら一番最後にもらったのが10月31日現在のやつなんです、それと変わったやつ、赤字でなっております、3ページの（2）の住宅被害のところ、床上、床下、合計件数が10月31日から随分減っていますし、また前回なかった半壊以下のやつの数字とかが示されたんですけども、実はきょうも河北の松田記者いらっしゃいますが、河北のほうが先に、ちょうど1週間前の議運のとき前あたりにも松島町で全半壊が3棟というような報道ありまして、そのとき議運のほうでも、これどっから出たんだろうなという疑問があったんです。それで、10月31日のときには出せなかったのか、ほかの町村はどうなのかわからないですけども、それで3棟ということだったので、きょう資料もらったのでいいんですけども、その点と、それから今予算化したのは2件ですけども、もちろんこの3件の方全てが申し込まれば、また改めて補正というような形になるのでしょうか。その点お聞きしたいと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（阿部幸夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 罹災調査の結果なんですけれども、10月31日というのはちょっとあれなんですけれども、基本的には、きょうお配りしておりますが、10月21日より申請受け付けしまして、罹災調査が始まったのが10月23日ということで、その段階ではちょっと、選挙とかもございましたので1日数件しかできていないということで、あくまでも件数が毎日のように来ていますけれども、進捗率が思わしくないということで、前回の臨時議会のときもまだ始まったすぐぐらいで罹災の判定がまだ出ていないということで、ちょっと件数は報告はできなかった状況でございます。

それで今回、資料で11月15日現在ということで、申請数は194件ということで、そのうち調査が終わっているのが179件ということで、11月15日現在ですけども、比率でいいますと93%が罹災調査が終わっていると。残りの7%なんですけれども、これも毎日罹災証明受け付けまだしておりますので、増減なるのがありますし、あと床上ですと住居の方が立ち会っていただきますので、どうしても、町としてはすぐ調査入りたいんですが、本人の都合でこの日しか休めないとかこの週じゃないとちょっと無理だとかがありまして、今週もぼつぼつと1日1件とか2件とか、あと場合によっては、ちょっと人によるんですけども、電話連絡しても連絡がつかない、あとポストイングとか郵送も何回もしているんですけども反応がない方もいらっしゃるんですよ。それでちょっと100%というのが、財務課としては今週ぐらいにでも

と思ってるんですけども、そういうことも含めてなかなか今週中には100%というのが難しいのかなというふうに、状況ですけども思っているところでございます。

また、判定結果なんですけれども、マスコミさんというか、床上1メートル未満ですと半壊、床下が一部損壊、1メートルを超すと大規模半壊とかといって新聞等に載っていたのがあるんですけども、あちらにつきましては、河川の堤防の決壊とか、建物に対して外部圧力が発生した場合の一時判定がああ基準になっていると。それで、ああいう報道があったもので県のほうにも確認しました。町のような内水部分で水が上がった部分は、浸水深さで決定するのじゃなくて、一次判定のときは床下のときは一部損壊になりますが、床上のときは二次調査ということで一軒一軒見て、基礎とか壁とか全て点数化して見るということで今まで町でやっていたので間違いないということで、確認はいたしたところでございます。

そのような結果を踏まえて、町は床上浸水で半壊とか全壊というのではなくて、一軒一軒床上の場合は調査してその点数をもって、全壊、大規模半壊とかということで判定しているという状況でございます。

また、今回、半壊とか準半壊とか一部損壊ということになりますが、部位調査をした場合にどうしても建物の延べ床面積の比率の部分もありますので、総2階ですと50、50ということで、水は2階まで上がっている方いらっしゃいませんので、どうしても部位調査ごとに比率が、総2階ですと半分の比率になってしまうということで、現在のところ調査した段階では半壊3件、あと準半壊40件、一部損壊136件ということで、半壊以上については件数が出ていないというような状況で、住民の方からも問い合わせがあったり、ちょっと判定が低いんじゃないかということで再調査というのも受けていますので、今のところ5件の方から、こういうことで再調査ということで言われて調査していますけれども、その実状と本人立ち会いのもと、個々人の判定結果もお示しできますので、それで説明して了承いただいているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 高橋幸彦議員。

○12番（高橋幸彦君） 財務課長の大変丁寧な説明、ありがとうございます。

きょうの新聞に、今の財務課長の話聞いて、だからそういう判定するというか、技術系の職員ですか、そちらのほうは足りないのかなと。多賀城市からなんか1名派遣とかっていうようなことがありましたので、それはそれで結構です。

今の答弁聞きまして、まだそれこそ確定じゃないのでこれからふえることが見込まれるので、

今回の補正はこれで終わりですけれども、これから変わっていくというような、私のほうの認識でよろしいのでしょうか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 今回提案されたもので、今回の災害台風19号でまだまだ計上されていないこと、まだつかめていないことで、例えば工事請負費であったり、細かいことがまだ出ておりません。そういう中のこともありますし、今回の数字のデータとしては3件となっておりますけれども、予算の計上したのは2件と、これは貸し付けの部分ですので、今後貸し付けの話があればそういうのも次の議会等々でほかのものも含めまして、また見直し、また補正をまた皆さんにお諮りして台風19号については対応していきたいというふうに思っております。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。5番高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） 5番高橋でございます。

この災害の救助の経費ということで、資料のほうで説明ありましたが、稲わらの堆積の関係の処理関係でお聞きしたいんですが、11日から磯崎のライスセンターの前に集積場を設けてやっているということなんですけれども、この期限というのはあるんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 一応、この間17日で一旦休止して、今度また木、金、土というリズムで、日曜日まで、それを12月1日まで一応設定をして、それでさらに足りないということであれば意見を聞いて期間については延長して受け入れるということで考えております。今のところ、どうもやはり土日が中心で平日は余り搬入がないようですので、そこは状況を見て期間については柔軟に対応したいというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） それから、あとまた松島には一応農振地域やら市街化調整区域の中での田園ということもあるわけなんですけれども、その対象というのはやはり農振地域全対象になるのか、それともそういった市街化調整区域含めたところも全部対象になるのか、その辺お聞きします。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 基本的には農振地域ということではなく農地、田んぼで自家処理とできないのであれば農林水産省のほうで対象にしますし、それでもできなければ環境省の補助事業を使って対応することもできるというふうになっております。

○議長（阿部幸夫君） 高橋利典議員。

○5番（高橋利典君） やっぱり実行組合によってその辺の情報をきちっと提供していただけないのか、実行組合長さんがそこまで認識していないのかわからないんですけども、補助によっては堆積した物がどうしたらいいんだというようなお話を聞くこともあるわけですけども、今のお話を聞きながら、わからない部分はまたお聞きしながら対応こちらでもしていきたいと思います。以上です。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。4番赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 4番赤間です。

私のほうからも、まず今同僚議員であります高橋議員さんのほうからも出たので、稲わら処理について何点かお尋ねさせていただきたいと思います。

先日、町の産業観光課長さんの名前で17日日曜日にも収集しますよと、それからそれが最終的には12月1日までいくよというお話でしたけれども、今総務課長の答弁の中にもあったように、農水省と環境省との絡みで同一的にやる場合に、自治体によって若干差があるなど、新聞報道等を見比べながらですけども、来年の1月10日ごろまで進むというところの自治体もあるやに聞いていますし、仙南地区のほうではもっと長く延ばすような話も情動的に伺っているわけなんですけれども、その辺町としては見定めというんですかね、例えば稲わらの被災を受けた農地からの搬入状況なり、被災された実行組合単位で見るとか、あるいは個人で見るとか、あるいは個人が委託して業者さんに頼んだ場合にその間の期間が若干ずれますからね。そういった長きで捉えて見てくれるのかということもちょっとまず一旦お話聞きたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 11月7日に臨時の実行組合長さんの会議を開かせていただきました。そのときに出た質問の中でどうしても、総務課長がお話ししたとおり、作業するに当たっては土日のほうがどうしても作業員としては必要となります。当初日曜日の開設は考えていなかったんですけども、日曜日は設けますということで通知をさせていただいたことを、今議員のほうからご紹介あったと思います。その期限についてであります、本日河北新報で大崎市の例が取り上げられております。仮集積場の場所3カ所が、決定するのに時間がかかったので今の時期になって、集積の日程も後ろのほうにずれ込んでということで、計6日間が今回記載されているかと思われま。松島町は、前回10月24日の臨時議会におきまして仮集積所のほう決定させていただきましたので、まずそこからスタートして11月いっぱい、12月1日入りますけれども、11月いっぱいを目標としてやってみよう。各実行組合長さんのほうに話し

ましたところ、やはり16、17日、土日で実施したところ、まだまだ手をつけられず作業員の手配も考えると、その後ろにずれ込みそうだという話は聞いておりますので、総務課長の繰り返しになりますが、それはその都度判断して、1カ月延ばして対応できるのかというようなことを実行組合単位で聞きながら対応はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 今答弁いただいたことについては理解しました。

これまた、方々に情報を集めさせてもらうと、とつても1つの面積、1反歩なのか3反歩、4反歩整理なのか、1町歩整理なのかでもちょっと違うんですけども、人によってはとてもじゃないけど個人で集めたり実行組合単位で集めたりして対応するのはとても追いつかないと、期限が決まっている中で、あるいはボリューム算定するにしても、自分の見方と第三者で見てもらうよりも、例えば立米5,000円とか、あるいは1反歩当たり、これは松島はないんですけども、田んぼにすき込んだら1万円だとか、いろいろ数字も含めて明かされているわけなんですけれども、そういったところの柔軟性ですね、要するに町が補助で見れる分以外で、町が独自に、例えば燃やしてしまうだとか田んぼにすき込むだとか、そういった状況を勘案して来年春までに期間の中でやっていた現況を確認ができればそれでよしとして補助を見るとか、それと県とか国にかけ合って対応する考え方というのはないんですか。その辺はどうですか。

○議長（阿部幸夫君） 安土産業観光課長。

○産業観光課長（安土 哲君） 11月7日にやっぱり実行組合長会議が終わった後に、その場で、やはり今の話を聞いただけではとてもやれない、人員の配置も、また重機の調達も難しいと思われるということで、若干残っていただきまして、その地区についてはその地区の代表とともに話をさせていただきました。そのときにもらった課題を、たまたまなんですけれども、きょう11月19日、夕方6時からその実行組合にまた説明を行う予定であります。ただ、同じ説明では進展はありませんので、町が例えばその地域を行うために、各生産法人の組合の方々に相談をしたところ、やれるかもしれない、ただ実行組合のほうから人員を調達して初めてできる、また重機も調達する必要があるというような課題をちょっと今もらって、整理できた部分がありますので、こういった中で立米当たり5,000円の補助でできそうなので、地区の割り振りをかけながら生産組合、こちらの地区であればこちらの生産組合ということ考え方ができるか、その話を行う予定でおります。まず、立米当たり5,000円を超えるような経費というのを、やはり自分たちも自信がなかったので、ある程度業者のほうに聞かせていただきました。実際、

やり方によりますけれども、立米当たり3,960円ではできるという話もいただいております。それも目安にしながら説明をし、今の補助制度でできる限りの中で対応はしていきたいとまずは考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） 要するに、そういった部分が、先ほど冒頭高橋幸彦議員さんもあったけれども、きょうまた朝で出されて、手元に3冊持っているんですよ。これは、たまたまその時点で変化するということを前振りして町民の皆さんにお尋ねいただいた場合にはお話ししてまますけれどもね。それで、最初稲わらについては3万円、それが11月11日付で出されたものには5万円、そしてきょう渡されたものには7万円という立米数を描いておられるんですね。当然町の担当者含め、あるいは被害等見てほしいという実行組合であり、改良区さんとか、そういったところのお話をいただいてこういったボリュームはね上がっているんだろうなと思います。

お願いしたいと思っているのは、やはり町がそういったお尋ねに対して、農地関係ですと産観さんであり環境関係絡むと総務課だったり、あるいは場合によっては建設課さんとも絡む場合もあるかもしれません。そういったところ、やっぱり密にして、いわゆる庁内一本で相対する町民にしての応えが一本になるようにだけはお願いしておきたいなという思いでありますので、その辺一つお願いしておきます。

稲わら等についてはこれくらいにさせてもらいますが、この補正に絡んでの質問なんですけれども、資料からちょっと何点か、これまた、たまたまタイミングよくなのか、11月2日から20日まで議会報告会という形で議会では動いています。そういった中で、もう既にいろいろと今までのお話もとりに出されて上がってきていることも踏まえて、若干お話しさせていただきながら質問項目をちょっと確認していきたいと思うんですが、というのは、今現在出されているものはあくまで社会福祉費と災害救助費、土木管理費ということですが、町民の皆さんから出されているのは、公共で町が本来責任持ってやる分についてはわかりますと、民官ですとか官民ですとか、そういった狭まったところのはかる尺度というんですかね、どちらが責任を持ってやるのだとか、あるいは先ほどちょっと出ましたけれども、額面によっては、これは単独債だから町がもうちょっと手を差し伸べてやる部分になりますからという話で町民の皆さんの声として納得いただく話の部分があるんだとか、そういったところ、いろいろわからないので、まず町として、きょう臨時議会が終わってからで結構ですけども、もし間に合えばですが、12月1日の号外号でも構いません、町の広報でも、そういったものにしたためて、こ

の捉え方と考え方、出してもらおうと助かるなというお話を何人かにいただいていたので、町民の皆さんから、それをちょっと念頭に置きながらご検討いただけたらなと思うのがまず第1点です。あとそれに対する見解をちょっと聞かせてもらいますけれども。

それから、災害を見ますと、先ほども建設課さんの質問にちょっと触れましたけれども、国が本来動かなければいけない部分、県が動かなければいけない、町が動かなければいけないという部分が、それぞれに財産の所管で変わってくるわけなんですけれども、そのときに町が、例えば補助災害としてボリューム的に1つの諸工事が40万円を上限としてやる分で、1つはかりとしてもっていくんですと、あるいはそれから外れた部分は町の単独債等で拾ってくれるんだとか、そういったところの考え方というのは示しはできるものでしょうか。できないものなんでしょうかというところ。

それと、今回激甚災害等で指定受けてからですけれども、通常の災害の度合いによって、例えば水道事業者さんにあるあそこの下水道の処理場が最大マックスで99.5、降雨強度をそのようにお話されていましたが、それはあくまであそこにあるはかる機械がそうだけであって、多分あふれている、もっとすごく降っているかもしれないよね。その辺の改善だって、町民の皆さんに訴えるときに、もうちょっと配慮した答えが必要じゃないかなと思ったりもするわけですが、いずれそういったことも含めて、町民に向けたいわゆるアプローチというんですか、説明の仕方とか出す資料とか、そういったものをもうちょっと親切丁寧にできたらなと思うんですが、まずもってそこから伺いたいんですが、どうでしょう。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） まず一番最初に、災害ですので、農地とかわらとかいろいろあって、横の連携を、各課、町が一本になってということでお話、そういうことでちゃんとやったらいいんじゃないかというお話なんですけれども、今回の取り組み、先ほど見てわかるように、農地債にしてもわらにしても、わらは先ほど言った農水、農政関係、ごみとなると環境となって総務課とか、その場所が農地だとか公共施設だとか、さまざまなものがありますので、今回は全部総務課長が中心になって全災害支援はそこで、危機管理監も含めて、そこが中心的なもので動いていると。ものものによって、例えば公共工事であれば建設のほうでこの分だけそちらでお願いねというふうな、割り振りのものを一本にしながら総務課長を中心にし、危機管理監も含めて、そこを中心にしてまずやっているということをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、今いろんな町民向けについての基本的な考え方といえいいのかルールといえ

いいのか、災害復旧ですからルールが標準になるかもしれません。ただ、さっき公共事業になるとき、例えばお金で50万円とか40万円、発注までいろいろあるんですけども、そういうルールを示してほしいということでもあります。これは、出すことは出してもいいですけども、災害というのは見積もって50万円でやって30万円になれば欠格です。欠格は一番悪い取り扱いです。これは査定官に対しても失礼な話ということはいろいろこうあります。一つの災害の、物事の公共災害の考え方をお示しすることは可能かなと思いますけれども、それで実際動かすかという、それは欠格事項になったら大変なことになりますので、そういうルールは出せるのかなと、考え方ですね、そういうのは思っております。そういうことで、ある程度のルールは出せると思います。

あと、単独債で公共債、例えば農地債で民民とか、はっきり言って民民というのは個人ですよという形になります。ところが、民民でも規模とか、農地と農地で民民です。というふうな考え方で変わると。ですから、一概にこうだからこっちだよというのはなかなか難しい。だから、民民、民民だけど規模が違う、山と田んぼ、田んぼと田んぼでこれも違うというふうないろんなさまざまな条件がありますので、逆にこういうところは我々職員はいろいろ災害で地域の方からいろいろご相談受けます。そういう中で、個々に対応をできればさせていただきたい。じゃないと、全部条件が異なりますので、逆にそういう意味で町民とちゃんとコミュニケーションを図れる、いろんな相談窓口としてできるような体制を、今もっておりますけれども今後も、多分もう少したつてくるといろんなご意見が出てくるかと思えます。そういうことで、町民に対しては対応していきたいと思えます。

あと、公共的なルールについては、それは何かでお示しすることは可能だと思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ぜひとも副町長、先頭になって、そういったところをまとめ上げて町民の皆さんにとにかく情報開示という部分なり情報提供なり、そういったところを密にしていただけたらなという思いです。すぐに知らせなければいけないことと、少し時間をおいて知らせで十分だなということもありますから、その辺は使い分けされて当然かと思えます。

それと、よくお話に出るのは、これは財務なのかな、いわゆる罹災証明の発行とあわせて被災証明の発行、これは罹災証明は家屋を中心としてとか、家屋以外の部分は被災証明ですよとか、そういったお話、やっぱり町民の皆さん、どっちが本分なのから入って聞き及ぶというか、住家、住むうちと家ですね、それと中に入っている家財は、これは罹災じゃなくて被災証明のほうになるんですよとか、そういったつかえそのものも混乱されているケースもありま



すから、その辺のお話も広報等の中にちょっと一つの知識として入れてあげたりとかしてもらえたらと思いますので伝えておきます。

それで、これちょっと水道に絡む話なんであれですけど、13日、桜渡戸地区と初原地区の一部になりますけれども、断水したと思うんです、河川を横断した水環境が破損したりして。そういった場合に、この影響ある方々が、今なおもって赤水が消えない、それはいろいろ原因があって、自分のお宅と公共のメーターまでの間が長かったりすると、そういったこともずっと起きることなんです、要は聞いてほしいと言われている話としては、減免対象に、以前の被害というか災害ではしてもらった、1月分くらいなんかあったんだそうです。今回の対象ではなり得ないのか、例えば一つの考え方としてそういうことを考えたり検証はされていなかったんでしょうかねというお尋ねだったんですけども、ほかのくみ取り等はやってくださったんですけども、その区分どうなんだろうという話だったので、ちょっと聞きます。

○議長（阿部幸夫君） 岩渕水道事業所長。

○水道事業所長（岩渕茂樹君） 今回は台風19号におきましては、田中川を渡る150ミリメートルの管が流木等によりまして流されてしまいまして、今は仮設という形でございますが、50ミリメートルの管を連結しまして各お宅のほうに今配水しているという状況でございます。我々のほうでも赤水については確認はとれています。とれている場所については特定の場所でございます、今ですとメーターというのがたしか家の前についているというのが一般的なんです、昔の家ですと、屋敷まで入ってくる区間が長くて、随分手前のほうにメーターがあって家の中まで実は管が延びているというお宅が何軒か桜渡戸の場合はございます。その方については、我々のほうで実はメーターを外して全て清掃等は全部させていただいています。ただ、その中でもどうしても古いお宅ですと、昔の管を使っていたりする関係がございまして、まだ一部の方でそういったものがあるというのは聞いております。ただ、我々としましては基本的に今回の部分に関しては、全て全部メーターを外してやるとかということで、全てその段階で全て水を抜かしていただいたという部分はございますので、今の段階ではそちらについては、減免という部分については考えていないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） そうしますと、10月分の水道料金はもう納入等されているようですから、次の機会になんかこう書いたもので案内としてお知らせ、地域、エリアで特定できるんでしょうから、そういうところに入れてあげると親切だなとは思いますが、それちょっと気

になさっている方何人かいましたから、その辺ちょっと申し上げておきたいと思います。

それから、今回水害でずっと見てきたときに、町の持っている財産以上に宮城県道路公社等の持っている分野からの鉄砲水なり、そういったものがかなりの被害を大きくしているのではないかということがあって、その辺の調査は町もさることながら、道路公社も含んでの県、あるいは国ですね、河川関係、高城川ずっと上っていてもそうですけれども、そういったところの部分も含めて、三者での対応というのは考えられているんですか。どこまでも災害復旧絡みで対応をお願いするという話でいくと思うんですし、現に田中川支流、あるいは新川、きょうちょっと小森とか、皆さん一生懸命河川のほうに出ていて、刈り払いやらごみ拾いやら、田んぼに入ったものを自ら対応しているようなんだけど、そういったものがそのまま放置されるというのはこれはまた問題ありますし、実際初原地区でも河川によって自分の、河川護岸の石積みであり自分の宅地の護岸でもあるというか、保全のために、そういった部分についてはやはり町が仲立ちとして何とか対応を願うだとか、そうすることをやっぱり考えてもらわないとなという思いですので、その辺の見解ございましたら、教えていただけますか。

○議長（阿部幸夫君） 赤間建設課長。

○建設課長（赤間春夫君） まず河川関係で、田中川周辺になりますけれども、田中川の中につきましてもかなり土砂堆積とかあるということで、こちらのほうは土木事務所に私行きまして、そういったものしっかり災害復旧してほしいと、下層掘削等もやっていただきたいということで話をしております。また、河川の護岸と民家の方の塀、一緒になっている部分もありますので、そちらのほうもできる限り災害復旧でできるようにお願いしますということで、要望はしております。

あと、有料道路からの水というのも結構ありまして、それによる被害というのも町のほうに報告来ております。町のほうも現地の確認をさせていただきまして、道路公社さんのほうに話をさせてもらっておりますけれども、こちらのほうも再度公社のほうに出向きまして、そちらのほうの対策を要望していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ぜひとも町長、その辺、町長先頭になって対外的に県とか国にかかわる部分はぜひとも足を運んでいただいて、要望なり陳情なりあるいは期限も含めて、町民の皆さんのほうに安心を与えられる話として持っていけたら助かります。よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 台風19号に対する要望活動につきましては、ちょっと数えてはいないですけれども、かなりの数も伺っております。ではその成果がどうなんだという、まだ明確に答えが出てきていない。だから、さっき方県の河川関係についても、県の河川関係で破堤しているのは36カ所なんだそうですけれども、そのうちの18カ所は丸森に集中しているんだそうです。そういったことも踏まえながら、町としても結構あるので、それはそれとして松島町としてのお願いもきちっと申し上げてきておりますし、それから先ほどから稲わらの問題が出ていますけれども、稲わらについてはかなりの面積が松島町以外から流れているのもあるんですよ。例えば吉田川流域に関しては。ただそれにしても、これまでの経過があって堆積した地域でその自治体が云々というこれまでの経過があったようでありましてけれども、今回に関してはこういう災害だということていろいろ動いております。これからも動きますし、来週も要望活動をする。余り多くは語れませんが、多くの方々がまだ吉田川流域に見に来ることになっておりますので、稲わらだけではなくて、吉田川の全体の保全についてもこれからいろいろ、今後こういうことがないようにということで要望活動をしたいというふうになっております。それは、町として動くことと、それから吉田川の流域として動く場合と、それから宮黒で動く場合、県町村会で動く場合、いろいろありますけれども、いずれにしても要望活動は結果が出るまで少しずつ見回って、12月定例議会には、こうこうこういうものに対してはこうこうだったという報告ができるようにしていきたいなど。ただ、国、県の考え方もあるので要望には必ず予算がつきまってくるので、そういったことも踏まえて、令和2年度の予算になるのかどうかわかりませんが、それも含めていろいろやっていきたいというふうには思います。

○議長（阿部幸夫君） 赤間幸夫議員。

○4番（赤間幸夫君） ぜひとも、予算編成、松島町自体、災害に見舞われてなかなか個世帯のほうに力が及ばないかもしれませんが、ぜひともそこも含めて対応をお願いできたらなということでありまして。それとあわせて、この後議会報告会でまとめ上がったご意見なんかも参考までに町当局のほうにお示しさせてもらって、その検証も願うというふうな形とりますから、その辺も行政区も含めてよろしくお願ひしたいということで、私の質問を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

ここで休憩に入ります。再開を11時半とします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時30分 再開

○議長（阿部幸夫君） 会議を再開します。

13番色川晴夫議員、質疑願います。

○13番（色川晴夫君） 今回、12日から13日にかけての19号の台風において、実はこの間議運におかれましてちょっと話題になったことなんですけれども、その場合、町では今対応していませんと、できないと、総務課長の答弁がありました。実は職員の車の件です。心配しまして、議長も言ったわけなんですけれども、実際、今回職員の車が何台ぐらい水に浸かって被害を受けたのか、まずその辺から。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 松島駅周辺の数カ所に職員の駐車場が個人的に借りていて、全部で17台全損しているということです。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 全損17台だと、そのうち、あそこずっと駐車契約して、契約車は何台、移動した車はそのうち何台なのかわかりますか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 済みません。ちょっと移動した車までは掌握できてません。申しわけございませんが。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） あのととき、当然夜でございました。緊急配備、職員が緊急に皆出てきたわけですね。そしてここに駐車していたと。あのとときも結構多くの車があったと。今度避難する人の車もあるという想定のもとで、移動してくれということで移動したという車はあったと思うんですけれども、その辺何台移動したかはわかりませんか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ちょうど災害対策本部を開催していたときに、そうした声かけがあったかと思いますが、そのときに多分移動したので四、五台ぐらいはあったんじゃないかなと思います。今は臨時駐車場も借りていませんけれども、当時借りていた臨時駐車場にそのぐらいの台数は移動したのかなというふうに記憶しています。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今四、五台と言われましたけれども、その辺はアバウトですよ。やっぱり移動した車、ちゃんと何台なのかというぐらいは、やっぱりこれ財産なんですよ、車ね。みんなが財産ですよ。それぞれ査定価格何ぼだかわかんないですけども、相当な金額、全損17台ということになりました。これ業務命令で移動して、そこまでの命令ということではないけれども、移動してほしいというようなことで、それに従って移動していた。それが全損になったということになって、こういうふうになればやっぱり町のほうからも少し何らかの形、どういう形かわかりませんが、対応すべきかなとは思いますが、これはそういうことの事例がないと、そういう補償もないというようなことがあるかなと思いますけれども、そういう考えは全然なかったですか。ないですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 対応できないというより、現行制度上物損での公務災害という考え方がそもそもないので、現行制度上はないわけですけども、改めて何かそうしたときに対応できる制度を構築するかということになると思いますので、議運のときはそのような回答を申し上げさせていただきました。個人的には非常に心苦しいところがありますが、現行制度上はそのような制度ですので、対応できないということで申し上げさせていただきました。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今現行制度では対応できないというようなことで、ということは考え得る検討の余地はあると。今後こういうことがあり得るんですよ。もう毎年のように全国でこういう災害が、大雨、地震で津波は滅多に来ませんが、毎年ですよ、こういうことは全国で。そうすると、日中の場合の雨だったら見えますから、それは避難できますよ車も。ところが、今回のような、本当に10時過ぎから11時、12時ピークになって、見えないわけですよ。全員でもって移動した車がそこで水没したと。これは本当に誰にぶついたらいいか、その自分の気持ちを。財産ですよ。それを今の現行制度ではできないというようなこと、今現時点ではそうかもしれません。だったらこの次はそういうことの対策をとって、やはり見舞金とか何らかの形で、やっぱり考える余地はあるんじゃないかと、そういうことだと思いませんか。それで、私は今後同じようなことがあったとなれば、業務命令で移動してくれと、じゃあ車はどこに置くんですか、仮にここがいっぱいだったと、職員が緊急配備されたらと、どこに置くんですか。その辺の検討もまたしなければならぬ。そういうことだと思いたくはないけれども、その辺の考えはどうなんですか。

○議長（阿部幸夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回の台風が来る前々から、これはちょっと大げさかもしれませんが、新聞報道やインターネットでも史上最大級ということでも報道がされていました。台風の目もたしか2つになって、こちらに来たときは1つになって来たんだと思いますが、今後は事前に予測される場合については、そもそも役場周辺自体が、今回このような状況になったわけですので、職員の車については、例えば安全な場所、高台のほうに置いていただいて、そこから役場のほうに送迎することも考えざるを得ないかなというふうに思っています。

あとは町内、例えば2キロメートル圏内であれば徒歩でも役場には来れますので、基本的には徒歩で来れる方は徒歩で来ていただく、それから運動公園であれば運動公園に駐車をしていただいて、そこからバスで役場に、事前にわかっているものについてはそのような対応をしたいと思います。急遽、地震のように前ぶれもなく起こるようなものについては、そういった事前の対応ができないかもしれませんが、1週間前ぐらいからわかっているものについては、そのような対応も一つの方法かなというふうに考えております。

以上です。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 今2キロメートルと言いましたよね。2キロメートルで緊急的な配備とかといたら、歩いて来るのは、マイクロバス用意するからいいよというようなことになりますけれども、ただ職員はてんでんばらばらに来るわけですよ、時間が。そういう中で、マイクロバスの往復云々ということあります。マイクロだけでなく公用車使ってやるということになります。歩いて来るって、2キロメートルといたら結構ありますよ。そういう中で緊急的なそういうことだったら、職員も急いで来なきゃいけないですよ。そしたら、やっぱり近くのところを確保するようなそういう対策をとっていかなければならない。本当に今回のことは、非常に被害を受けた方には気の毒なんですけれども、今後考える余地があると、今おっしゃいましたので、その辺のことをちゃんとしていただきたい。またこの次、同じようなことがあったらなるべく近くにそういう安全なところに車を置くような、そういう緊急配備の車を置くような対策を講じていていただきたいと思いますけれども、どうなんでしょうね、改めて。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 職員の車両の損害について、議員から質問いただきましてありがとうございました。

実は何かないのかということで、庁舎内ではお話し合いをして、損害を被った方々に何かしらの方法策はないものかということで、お話し合いは、庁議ではなかったですけどもやった

ことはやったんですけれども、ただ各自保険の対応とかいろいろあったようでありましてけれども、保険が全てでないし、また保険を掛けてなかった方も中にはいらっしゃるようです。そういう保険の度合いによっても違ったようだということがあります。今回の台風等での駐車場については、一概に高台といってもなかなか難しく、これも例えば高城町の方々が高城避難所に避難した場合に、車両はどこに置いておくんだということで、何人か私わかりませんが、例えば三十刈の駐車場に車を移動して、避難された方もいらっしゃるかもしれませんが、そういった方々全てがそういう危険な目に、自分の車がそういうところに遭うんだらうなと思います。だから、職員の駐車場に関しては、今総務課長が2キロメートル圏内歩くとかいろいろお話ししましたけれども、これらについては今後検討してやっていきたいというふうに思います。

それから、保険等については、掛けていた人、掛かっていない人がどういう内容で、どうだったのか、個々には聞いていなかったの、その保険の内容を確認してちょっとやっていきたいなど。ただその保険を町で掛けるかという、なかなかこれまでは行政がそういったことはできませんので、そういったものを促すというんですかね、そういった方向でいくしかないのかなというふうに思います。

今回職員の中でも、志田谷地のほうで大変2日も3日も水に浸かった方もおりますし、それから車がそういう損害を受けた方もおります。そういった方々に職員間でお見舞いを出したようでありましてけれども、今後どういったものが適当なのか十二分に検討させて、何か次の災害があったときに、職員がそれが気になって行動ができないというのでは困るので、そういったことはきちんと検証していきたいというふうに思います。

○議長（阿部幸夫君） 色川晴夫議員。

○13番（色川晴夫君） 町長言われたような、そういう前向きの体制、検討をぜひしていただきたいと思います。終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。11番菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） 私もちょうと今回の補正から外れるんで遠慮しようかなと思っていましたが、今のやりとりを聞いていて、私もいいかな、許されるかなと思って質問するんですが、今回のこの補正は、家屋とか生活の立て直しということでの補正ということですが、それに対して異論を唱えるものではございません。ただ、今回の台風で個人所有ののり面とか土どめとかも大分被害を受けた方がいるなと思っております。そういうものに対する補正というのは、お見舞いとか支援とか、そういうものを今後考える必要があるのではないかなと私は思うんで

すが、町長はいかにお考えですか。

○議長（阿部幸夫君） 熊谷副町長。

○副町長（熊谷清一君） 個々の大変難しい質問なのかなと正直に思っております。ただ、個人所有ということになっての崩れ、今後どうするんだというお伺いですが、今の段階ではまず個人所有でありますから、復旧については個人かなと。ただ手当の仕方とかさまざまなやり方とか、そういうことは行政としてご相談いただければ考えられる手法とかやり方とか、そういうのはどしどし我々使っていただいてアドバイスもしていきたいと思います。ただ、お金ということになって、補助的な話とかそういうふうになると、ちょっとその辺は個人所有ということで難しいところもあるのではないかなというところあります。ですから、別な面で逆に行政としてもバックアップしていきたいというふうに考えております。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） なぜそういうことを聞いたかという、職員の方々の車両も大変だったと思います。ですから、町長が考えなければならないという答弁、それは非常にありがたいことで、私も結構いいことだなと思って聞いておりました。ただ、同じ車も個人所有、土地も個人所有でありますけれども、そういうものに対するその心遣いというものはないかという思いがしたものですから、その辺も考えていただければなという思いがしましたので質問しました。副議長には町長が答弁しました。私には副町長が答弁しました。町長のお考えをと聞いたんですが。

○議長（阿部幸夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 民間と民間の問題は、台風とかそういっただけじゃなくて、さまざまな地震、それからいろんな災害においてもこれまでもいろいろ問題はあったんだろうと思うんです。民間のやつで、民民だからといって、例えば民家が倒壊とか生活をするが上に危険なことで、そこで居住することは難しいのではないかという場合とか、いろんなことが考えられると思いますから、一概には全てだめだとは私は言いませんけれども、一応今までの調整の中で、ルールの中で民民は民民でというのが一つの決まりだったようであります。ただそれを今後どういうふうにしていくのかという、じゃあわかりました、全て一般会計で出していきますかとなると、これは一般会計はすぐ破産してしまうと思いますけれども、菅野議員が言われることは私もわかるんですが、実は我が家もそういうところがありましたけれども、できるだけ、農道とか町道とかにきた場合については、その撤去については町として応援してやっても、それ以外のことについてはその方々の、地主の方々にアドバイスをしながらこういう手法でやる



しかないのかなというご相談に乗ることがまず先決なのかなというふうに思います。のり崩れでも、例えば桜渡戸の田んぼがなくなるようなのり崩れもあれば、ちょっとした裏山が自宅に押しかけてきたのもございますし、どちらがどうだということじゃなくて、今後そういう方々が役場に来れば、担当課のほうで相談に乗ってどういう手法がいいのか、ただ町のほうでそれの全ての財源を町で負担するということはなかなか難しいということだけは申し上げて、対応の仕方について、例えばある方も実は私のほうに直接電話あって、お宅の山がどうのこうのって。調べてみたら私のものじゃなくて別の方のものだったんですが、そういったものについてはこういった手法でこうやったらいいんじゃないですかというアドバイスはしましたけれども、それで全てよかったのかというと、またそこは私もわかりません。ただ、相談に乗ってくれる機関もないとその方々はどこに何をどういうふうに相談したらいいのかわからないことだったので、そういった面ではよかったのかなとは思っております。

以上であります。

○議長（阿部幸夫君） 菅野良雄議員。

○11番（菅野良雄君） ありがとうございます。町長も気持ちはあるんだろうと思いますけれども、やっぱりルール、規則があるので、そういう答えになるんだろうと思いますけれども、私も東日本大震災のときに、やっぱり土どめが崩れて、こんなにかかるのかと思うくらい高いんですよ。ですから、気持ちがあればねということで、貸付金ぐらいならできないこともないのかなという思いがしたもので質問させていただきました。今後ともそういう人たちもいるということを入心の中にいれて検討をしていただく機会があればいいなという思いで終わります。

○議長（阿部幸夫君） 他に質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部幸夫君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（阿部幸夫君） 起立全員であります。よって、議案第85号松島町一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決されました。

これで、本臨時会に付議された議案の審議は全部終了しました。

令和元年第4回松島町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦労さまでございました。

午前11時48分 閉会